

公的年金からの特別徴収方法について

年金からの特別徴収が開始された年

納付方法 納付時期	普通徴収		特別徴収		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
税額	年税額の 4分の1	年税額の 4分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1

1期・2期は普通徴収(納付書で納める方法)により納めていただきます。
残りの税額の3分の1(年税額の6分の1)ずつが、10月～2月の年金から徴収されます。

2年目以降(徴収方法が変更になりました)

平成28年度以前までの徴収方法

4月、6月、8月については前年度の2月と同じ金額が徴収されます(仮特別徴収)
10月、12月、2月は年税額から仮特別徴収した額を差し引いた額の1/3をそれぞれの月に徴収します。

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の2月と同じ額	前年度の2月と同じ額	前年度の2月と同じ額	年税額から4月、6月、8月に仮特別徴収をした額を差し引いた額の		
				1/3の額	1/3の額	1/3の額

(例)平成28年度の年税額が27,000円、平成27年度の年税額が24,000円で、2月の徴収額が3,000円だった場合

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	3,000円 (前年度の2月と同額)	3,000円 (前年度の2月と同額)	3,000円 (前年度の2月と同額)	6,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3	6,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3	6,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3

平成29年度以降の徴収方法

4月、6月、8月については前年度の年税額の1/6の額が徴収されます(仮特別徴収)
10月、12月、2月は年税額から仮特別徴収した額を差し引いた額の1/3をそれぞれの月に徴収します。

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の年税額の1/6の額	前年度の年税額の1/6の額	前年度の年税額の1/6の額	年税額から4月、6月、8月に仮特別徴収をした額を差し引いた額の		
				1/3の額	1/3の額	1/3の額

(例)平成29年度の年税額が27,000円、平成28年度の年税額が24,000円だった場合

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	4,000円 (24,000円の1/6)	4,000円 (24,000円の1/6)	4,000円 (24,000円の1/6)	5,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3	5,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3	5,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3

65歳未満の方で、給与所得分の市民税・県民税が給与から引き落とされる方については、年金所得分の市民税・県民税も合わせて給与から引き落としができます。給与所得以外の所得に係る市民税・県民税について、給与からの引き落としを希望されない方は税務課へお問い合わせください。